

野田市農業委員会総会会議録（第10回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和7年10月8日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりです。

〈農業委員〉

1番 川辺 茂	2番 山田 賢一
3番 筑井 正	4番 齊藤 和夫
5番 石塚 正夫	6番 遠藤 一浩
8番 荒木 大輔	9番 染谷 美佐夫
10番 宇佐見 稔久	11番 後藤 和久
12番 鳩貝 直子	13番 藤井 愛子

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について
報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について
報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について
報告第5号 農地法第30条に基づく利用状況調査の実施報告について
報告第6号 農用地利用集積計画の中途解約について
報告第7号 農用地利用配分計画の中途解約について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長 小島 信明
事務局長補佐 宮本 武志
農地農政係長 初見 利津子
農地農政係主事 上田 和充

議長 ただいまから令和7年第10回野田市農業委員会総会を開会します。

吉岡委員、欠席でございます。

事務局より報告がありましたが、野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

本日は推進委員の方も出席していただいております。

推進委員の方も忌憚のない意見をお願いします。

続いて、議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

一異議なしの声多數一

異議なしと認めます。

8番 荒木 大輔 委員

9番 染谷 美佐夫 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第4号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、田2筆4,958平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模縮小のため。

譲受人は農業経営の規模拡大ためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

宇佐見委員 今月は1班が担当で、10月6日に現地調査を行いました。

今回の報告は、議案第1号 申請番号1番から6番、議案第2号 申請番号1番から3番については遠藤委員、議案第1号 申請番号7番から10番、議案第2号 申請番号4番については筑井委員が報告します。

それでは、議案第1号 申請番号1番について遠藤委員から報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号1番について報告します。

申請地は田2筆で、作付けされている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、田現況畠1筆 109平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模縮小のため。

譲受人は自宅脇で家庭菜園として自家消費目的の耕作をするためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号2番について報告します。

申請地は田現況畠1筆で、保全管理されている農地でした。

事務局から説明のあったとおり自宅脇で家庭菜園とのことです。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番から 6 番については、関連する案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 3 番から 6 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 5 筆 合計 1,579 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、それぞれ譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号 3 番から 6 番について報告します。

申請地は畑 5 箔で、保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 7 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 7 番についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

申請地は、畑及び田現況畑 3 箔 合計 2,119 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号7番について報告します。

申請地は畠及び田現況畠で保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号8番についてご説明いたします。

申請地は、畠1筆 81平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模縮小のため。

譲受人は自宅脇で家庭菜園として自家消費の耕作をするためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号 8 番について報告します。

申請地は畠 1 筆で保全管理されている農地でした。

事務局から説明のあったとおり自宅脇で家庭菜園とのことです。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 9 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 9 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆 804 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農業経営の規模縮小のため。

譲受人は農業経営の規模拡大のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号 9 番について報告します。

申請地は田 1 筆で保全管理されている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 10 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 10 番についてご説明いたします。

申請地は、畠 2 筆 2,022 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は農地の保全管理が困難なため。

譲受人は農業経営の規模拡大のためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号 10 番について報告します。

申請地は畠 2 筆で作付けされている農地でした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第 1 号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

一質問・答弁一

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、畝2筆628平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による貸資材置場及び貸車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第

2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水については敷地内浸透となります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番の説明をする前に、申請番号4番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは申請番号1番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畠1筆 595平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場及び貸車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水については敷地内浸透となります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲を単管パイプで囲う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畠1筆 135平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による駐車場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

遠藤委員 申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると判断されますが、既存施設の拡張のため例外規定に該当します。

当該地はすでに駐車場として利用されているため、始末書が添付されております。

給排水関係は、給排水ではなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をコンクリートブロックとフェンスで囲われています。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書の写しが添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 4 番についてご説明いたします。

申請地は、畠 1 筆 406 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

筑井委員 申請番号 4 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、周囲を住宅で囲われている状況にあるため、第 3 種農地であると判断されます。

当該地は雑草が生えている状態でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲は既存のブロック塀で囲われている状況です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については、添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第2号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、举手をお願いします。

一質問・答弁一

特に、ございませんか。

一質疑なしの声あり一

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の举手を求めます。

一全員举手一

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番、2番については、関連する案件のため、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 申請番号1番、2番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに昭和63年頃から農業用集出荷所として利用し、現在に至っております。

平成14年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定によ

る処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに平成元年頃から宅地として利用し、現在に至っておりま

す。平成 10 年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま 20 年以上経過しており、かつ、この間、農地法第 51 条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいま議案第 3 号について事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

一質問・答弁一

特に、ございませんか。

一質疑なしの声あり一

質疑なしと認めます。

これより議案第 3 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

野田市長より令和7年9月24日付けで、令和7年度第7次農用地利用集積等促進計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画案の作成及び提出において、同条第3項の規定により農業委員会の決定を求められています。

6ページをご覧ください。

一括分ですが、畳9筆7,013平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま議案第4号の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

一質問・答弁一

特に、ございませんか。

一質疑なしの声あり一

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 報告事項に移ります。

「報告第1号から第7号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第1号から第7号についてご説明いたします。

報告事項の1ページから3ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の権利移動の届出は、2件受理しております。

次に4ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、3件受理しております。

次に5ページ6ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、6件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に7ページから11ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出について、2件提出がありました。

次に12ページをご覧ください。

報告第5号 農地法第30条に基づく利用状況調査の実施報告になりますが、先日8月28日、29日にご協力いただきましてありがとうございました。

農地の利用状況確認については、平成 11 年より組織運動として「農地パトロール」に取り組んできました。

その後、平成 28 年 4 月 1 日に改正農業委員会法が施行され、「農地利用の最適化」が農業委員会の「必須業務」になったことを踏まえ、農地の利用状況調査により、地域の農地利用の総点検を行うとともに、利用意向調査を実施し、「遊休農地の発生防止と解消対策」に引き続き取り組んでいくこととしています。

本年度につきましても、各委員の皆さんにそれぞれの担当区域の遊休農地の状況について、事前調査をお願いし、市内全域の現地調査を行いました。

第 1 区域では、17 筆 約 1.17ha、第 2 区域では遊休農地指定なし、第 3 区域では、8 筆 約 0.61ha 合計 25 筆、1.78ha を新たに遊休農地と判断しました。

遊休農地の解消につきましては、第 2 区域 1 筆 0.09ha、第 3 区域 4 筆 0.37ha、合計 4 筆 約 0.46ha の解消を確認しました。

今後の予定といたしまして、10 月中旬頃に利用意向調査を実施する予定です。

なお、参考としまして 13 ページに過去 3 年間の遊休農地の推移を掲載しております。

次に 14 ページをご覧ください。

報告第 6 号 農用地利用集積計画の中途解約について、1 件提出がありました。

次に 15 ページをご覧ください。

報告第 7 号 農用地利用配分計画の中途解約について、1 件提出がありました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

一質問・答弁一

特に、ございませんか。

一質疑なしの声あり一

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。

(午後 2時 45分)